

## 令和5年度 指名停止等措置業者一覧表

No.	商号	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間
1	(株)水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	別表第2第10号 不正又は不誠実な行為	令和5年4月4日 ) 令和5年5月3日  1か月
2	水道機工(株)	東京都世田谷区桜丘5-48-16	国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	別表第2第10号 不正又は不誠実な行為	令和5年4月4日 ) 令和5年5月3日  1か月
3	(株)アステム	大分市西大道2-3-8	独立行政法人国立病院機構を発注者とする医療用医薬品の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和5年3月24日に公取引委員会から排除措置命令を受けたため。	別表第2第6号イ 独占禁止法違反行為	令和5年4月4日 ) 令和5年7月3日  3か月
4	(株)翔葉	福岡市博多区山王2-3-5	独立行政法人国立病院機構を発注者とする医療用医薬品の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和5年3月24日に公取引委員会から排除措置命令を受けたため。	別表第2第6号イ 独占禁止法違反行為	令和5年4月4日 ) 令和5年7月3日  3か月
5	九州電力(株)	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	電気の小売供給について、官公庁等における入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和5年3月30日に公取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表第2第6号ア 独占禁止法違反行為	令和5年4月29日 ) 令和5年9月12日  4.5か月